

佐賀県選挙管理委員会告示第48号

不在者投票のできる施設の指定（昭和48年佐賀県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月4日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
医療法人清明会やよいがお か鹿毛病院	略	医療法人清明会やよいがお か鹿毛病院	略
<u>多久市立病院</u>	<u>多久市多久町1771番地 4</u>		
中多久病院	略	中多久病院	略
略	略	略	略
医療法人社団高仁会介護老 人保健施設多久いこいの里	略	医療法人社団高仁会介護老 人保健施設多久いこいの里	略
		<u>公立佐賀中央病院</u>	<u>多久市東多久町大字別府3562番地</u>
医療法人幸善会 前田病院	略	医療法人幸善会 前田病院	略
略	略	略	略
医療法人光風会光風会病院	略	医療法人光風会光風会病院	略
<u>小城市民病院</u>	<u>小城市小城町松尾 4100 番地</u>		
ひらまつ病院	略	ひらまつ病院	略
略	略	略	略
2・3 略		2・3 略	